

## 今後の検討の進め方について（昆虫類等陸生節足動物）（案）

「第二次以降の特定外来生物等の選定の作業手順」に基づき、検討対象の生物について、例えば次の特性やその組み合わせに着目して知見と情報の整理をすすめ、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると判断されるものについて選定するものとする。その際、文献による知見が不足していると思われるものについては、下記の特性に関する文献以外の情報の蓄積に努め、これらの情報をもとに、専門家会合における判断が可能かどうか検討する。

また、海外で被害をもたらしているものについては、海外での被害の内容を確認し、次の特性等に着目して我が国に定着して被害を及ぼすおそれについて検討する。

植物防疫法に基づく検疫有害動物等については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

- 在来生物と比べ繁殖能力が高いこと
- 在来生物と比べ生息場所の利用能力が高いこと
- 分布拡大能力に優れていること
- 我が国にその生物を捕食する天敵がないこと
- 在来生物に対する捕食能力が高いこと
- 在来生物と比べ摂食量が多いこと
- 在来生物と交雑を起こす可能性が高いこと
- 環境への適応能力が高いこと
- 資材等に混入して進入しやすい特性（乾燥に強いなど）を持つこと
- 人の生命・身体に対する危険性を有していること

なお、セイヨウオオマルハナバチについては、引き続き小グループにおいて検討を進め、その内容を本専門家グループ会合に報告する。